監查公表第22号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施 したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月14日

新城市監査委員 近 藤 隆 新城市監査委員 滝 川 健 司

第1 監査種別

定例監查·行政監查

第2 監査の対象

市民環境部

市民課、環境政策課、生活環境課、鳳来総合支所地域課・作手総合支所 地域課の市民課関係事務

第3 監査に当たった監査委員 近藤 隆、滝川健司

第4 監査の期間

平成30年10月9日~平成31年3月1日

第5 監査の方法

平成30年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、事務室及び所管施設の現地査察を実施した。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

市民環境部

【市民課、鳳来総合支所地域課、作手総合支所地域課】 意見

個人番号カード交付事務、昨年7月からは諸証明のコンビニ交付、平成31年度からは旅券事務の開始と、利便性の向上とともに業務も拡大することから、引き続き各種制度の市民啓発を図るとともに、業務手順書の整備等を進め、円滑な業務遂行に努められたい。

【環境政策課】

意見

補助事業のうち、予算額に対し執行率の低いものが見受けられたので、制度の周知方法、制度の見直し等を検討されたい。また、補助事業完了予定日までに完了に至らない事業が見受けられたので、遅延する場合の取扱いについて徹底されたい。

【生活環境課】

指摘事項

各埋立処分場に設置するトラックスケールの建物保険の取扱いに相違が見受けられたので、見直し等されたい。

意見

- 1 多くの現場作業従事者を有することから、安全教育、訓練等を計画的に実施し、業務災害等の防止に万全を期せられたい。
- 2 委託業務については、随意契約によるものが多く見受けられた。業務の特殊性から理解できるものの、業務仕様書の精査、他の自治体の同種の契約を参考に検証を行うなど、「随意契約適正執行のための指針」に沿った契約となるよう努められたい。
- 3 年間を通した業務委託契約において、年度業務完了後に委託料全額を一括支 払するものがあった。年度途中において業務の実施確認が可能なものについて は、部分払等について検討されたい。
- 4 クリーンセンターの焼却灰については、有海埋立処分場での埋立処理が完了することから外部委託処理に切り替えることになっているが、搬出先は1社としていた。リスク管理の面から、補完する搬出先の確保等を検討されたい。